

北海道中学校体育大会ゼッケン広告協賛要項

北海道中学校体育連盟

1. 目 的

北海道中学校体育大会にゼッケン（ビブス・ナンバーカード等を含む、以下ゼッケンとする）広告協賛を申し出た団体から協賛を受け、北海道中学校体育大会の開催に必要な経費の一部に充当し、大会運営の一層の充実を図るために活用することを目的とする。

2. 留意事項

- （１）導入に際しては、決して安易に導入するのではなく、開催地等の財政的に厳しい状況を配慮し、慎重に検討し、財源確保のための導入であることを理解する。
- （２）導入を検討する競技については、スキー競技に限定する。
- （３）協賛金に関しては予算書に計上し、会計については明確かつ正確な処理を行う。

3. 協賛団体の選定

- （１）学校教育活動の一環として北海道中学校体育大会が開催されていることから、これを協賛するに相応しい団体を募り選定する。
- （２）協賛団体の募集については、開催地と北海道中学校体育連盟事務局（以下「道中体連事務局」とする）が相談し、募集することができる。

4. 協賛の方法と内容

（１）協賛契約

- ①協賛団体との契約は、道中体連事務局と協賛団体との間で契約書または覚書を取り交わして行う。
- ②契約の期間は、原則として該当北海道中学校体育大会期間中とし、次年度以降も再契約することができる。
- ③分離開催の場合は、道中体連事務局と開催地実行委員会で相談し、分配することができる。

（２）協賛額と支払い方法

- ①協賛金の上限及び下限については設定しない。開催地及び協賛団体の実情に応じて協議し決定する。
- ②支払い方法は、道中体連事務局の口座に、契約書・覚書に記載された期日までに振り込むものとする。

（３）協賛金の活用

- ①協賛金の活用については、開催地実行委員会に一任する。ただし、会計処理については明確にする。

（４）広告内容

- ①選手に悪影響を与えないよう、教育的配慮を確実にする。
- ②企業名を原則とするが、開催地及び協賛団体の実情に応じ、商品名、ブランド名も可とする。
- ③大きさ、デザイン、色彩等については、関係者で十分に協議する。
- ④競技団体、開催地教育委員会との連携は十分にとる。

5. その他

- （１）平成 22・23 年度大会で試験的に導入し、その実績を踏まえて、平成 24 年度の第 1 回理事会で正式な提案を行う。
- （２）平成 22 年 11 月 12 日 第 2 回理事会で決定。